

鹿屋市畜産経営緊急支援対策事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、畜産経営における生産コストの上昇に多大な影響を受けている畜産経営体の負担軽減を図るため、肉用牛農家及び酪農家に対し、予算の範囲内において鹿屋市畜産経営緊急支援対策事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 繁殖農家 肉用牛繁殖経営を主として行う経営体をいう。
- (2) 肥育農家 肉用牛肥育経営を主として行う経営体をいう。
- (3) 肉用牛農家 繁殖農家及び肥育農家をいう。
- (4) 新規就農者 平成29年4月1日以後に新規で経営を開始した肉用牛農家で、当該開始時の年齢が18歳以上50歳未満の者をいう。
- (5) 酪農家 酪農経営を主として行う経営体をいう。
- (6) せり市 肝属中央家畜市場及び曾於中央家畜市場で行われる子牛せり市をいう。
- (7) 肥育牛 肉専用種、乳用種又は交雑種の肥育されている肉用牛をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、肉用牛農家又は酪農家であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和4年5月1日以前から市内で経営を行い、引き続き市内で経営を継続する意思があること。
- (2) 個人にあつては、市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。法人にあつては、市内に事業所又は営業所を有し、本市に法人住民税の納税義務があること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 政治活動若しくは宗教活動を目的とした組織又は団体でないこと。
- (5) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定す

る暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に該当しない場合において、鹿屋市畜産担い手定着促進事業新規就農者就農支援資金交付要綱(平成28年鹿屋市告示第204号)第5条第2号イの研修終了証明書を受けた市外の新規就農者については、前項第1号の規定に該当するものとみなす。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる金額とする。

- 2 交付対象者が、別表第1の左欄に掲げる区分の2以上に該当する場合は、そのうちいずれか一の区分を適用するものとする。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、鹿屋市畜産経営緊急支援対策事業支援金交付申請書兼請求書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて令和5年3月10日までに市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(別記第2号様式)

(2) 別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる書類

(3) 支援金の振込先口座の預金通帳等に係る金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人が記載されている部分の写し(申請者本人名義の口座に限る。)

(4) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請は、1交付対象者につき1回限りとする。

(支援金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認めるときは、支援金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市畜産経営緊急支援対策事業支援金交付決定及び交付確定通知書(別記第6号様式)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知を行ったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月19日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を

失う。

別表第1（第4条関係）

区分	金額
せり市で肉用子牛を販売した繁殖農家	令和4年5月から同年12月までのせり市で肉用子牛を出荷販売した頭数に5,000円を乗じて得た額。ただし、25万円を限度とする。
令和4年12月31日（以下「基準日」という。）時点で10頭未満の肉用繁殖雌牛を飼養している繁殖農家	基準日時点で飼養している9か月齢以上の肉用繁殖雌牛の頭数に1万円を乗じて得た額
新規就農者	基準日時点で飼養している9か月齢以上の肉用繁殖雌牛の頭数に1万円を乗じて得た額
肥育農家	基準日時点で飼養している肥育牛の頭数に8,000円を乗じて得た額。ただし、25万円を限度とする。
酪農家	令和5年2月1日時点で飼養している24か月齢以上の乳用牛の頭数に5,000円を乗じて得た額。ただし、25万円を限度とする。

別表第2（第5条関係）

区分	書類
せり市で肉用子牛を販売した繁殖農家	子牛せり市売却証明書（別記第3号様式）
基準日時点で10頭未満の肉用繁殖雌牛を飼養している繁殖農家	肉用牛繁殖台帳の写し
新規就農者	肉用牛繁殖台帳の写し及び青年等就農計画認定書の写し又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し
肥育農家	肥育牛飼養証明書（別記第4号様式）
酪農家	乳用牛飼養証明書（別記第5号様式）

別記

第1号様式（第5条関係）

鹿屋市畜産経営緊急支援対策事業支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

郵便番号	〒 -
所在地（住所）	
事業者名（屋号）	
法人番号	
代表者氏名	印
連絡先	() -

- 注1 法人番号は、申請者が法人の場合のみ記入してください。
2 連絡先は、連絡が取りやすい電話番号を記入してください。

鹿屋市畜産経営緊急支援対策事業支援金の交付を受けたいので、鹿屋市畜産経営緊急支援対策事業支援金交付要綱第5条第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請及び請求します。

1 支援金の申請額

申請額				000円
-----	--	--	--	------

2 振込口座

金融機関名	銀行 農協 信用金庫 信用組合	支店名	本店 支店 出張所 代理店 本所 支所
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

注 申請者名義の口座を記入してください。

※市使用欄

審査	支援金額			000円
----	------	--	--	------

鹿屋市長 様

誓 約 書

私（当社）は、鹿屋市畜産経営緊急支援対策事業支援金（以下「支援金」という。）の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

- 1 支援金の交付要件を満たしています。また、これまでに当該支援金の交付を受けていません。
- 2 令和4年5月1日以前から鹿屋市内（新規就農者にあつては市外を含む。）で経営しており、申請日以後も経営を継続する意思があります。
- 3 申請内容について虚偽が判明した場合には、支援金の交付の取消し、返還等に異議なく応じます。
- 4 鹿屋市から検査、報告及び是正のための措置の求めがあつた場合は、これに応じます。
- 5 支援金の支払については、口座振替により受領します。
- 6 本支援金に関する審査の範囲内において、鹿屋市における私（当社）の税情報に関する照会及び調査に同意します。
- 7 次のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営支配している事業者
 - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契等を締結している者（事業者を含む。）
 - (5) 暴力団（員）に経済上に利益や便宜を供与している者
 - (6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）

所在地（住所） _____

事業者名（屋号） _____

代表者名（氏名） _____ 印

（署名又は記名押印）

第3号様式（第5条関係）

子牛せり市売却証明書

売却者住所 鹿屋市 _____

売却者氏名 _____

対象頭数 _____ 頭

対 象	売却頭数	市場名	区 分
令和4年5月子牛せり市	頭		
令和4年6月子牛せり市	頭		
令和4年7月子牛せり市	頭		
令和4年8月子牛せり市	頭		
令和4年9月子牛せり市	頭		
令和4年10月子牛せり市	頭		
令和4年11月子牛せり市	頭		
令和4年12月子牛せり市	頭		
合 計	頭		

鹿屋市長 様

上記のとおり売却されたことを証明します。

年 月 日

住所

農業協同組合

氏名 代表理事組合長

印

第4号様式（第5条関係）

肥育牛飼養証明書

飼養者住所 鹿屋市 _____

飼養者氏名 _____

No.	個体識別番号	性別	種 別	No.	個体識別番号	性別	種 別
1				17			
2				18			
3				19			
4				20			
5				21			
6				22			
7				23			
8				24			
9				25			
10				26			
11				27			
12				28			
13				29			
14				30			
15				31			
16				32			

鹿屋市長 様

上記の牛は、令和4年12月31日時点で私（当社）が管理している肥育牛に相違ありません。

年 月 日

所在地（住所） _____

事業者名（屋号） _____

代表者名（氏名） _____ 印

第5号様式（第5条関係）

乳用牛飼養証明書

飼養者住所 鹿屋市

飼養者氏名

対象頭数 頭

No.	個体識別番号	生年月日	種別	No.	個体識別番号	生年月日	種別
1				26			
2				27			
3				28			
4				29			
5				30			
6				31			
7				32			
8				33			
9				34			
10				35			
11				36			
12				37			
13				38			
14				39			
15				40			
16				41			
17				42			
18				43			
19				44			
20				45			
21				46			
22				47			
23				48			
24				49			
25				50			

鹿屋市長 様

上記のとおり、令和5年2月1日時点で乳用牛を飼養していることを証明します。

年 月 日

住所

鹿児島県酪農業協同組合

氏名

印

第6号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市畜産経営緊急支援対策事業支援金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市畜産経営緊急支援対策事業支援金については、鹿屋市畜産経営緊急支援対策事業支援金交付要綱第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円